

第1章 計画改訂にあたって

第1節 計画改訂の趣旨

次代を担う青少年が、自らたくましく生き抜く力と思いやりの心を持ち、自立を目指し成長していくことは、県民全ての願いです。

大分県では、青少年の健全育成を県政の重要課題として位置づけ、平成17年3月に、青少年に対する自立支援と良好な環境の整備及び県民の責務を規定した「青少年の健全な育成に関する条例」を制定しました。

また、条例の理念を具体化し、青少年の健全育成の実現に向け、県や市町村、家庭、地域、学校、職場、さらには青少年自身がその役割を果たしながら連携を強化し、県民総参加で取組を進めるため、平成18年3月に、「大分県青少年健全育成基本計画」を策定（平成24年3月改訂）し、各種施策を積極的に推進しました。

その後、平成22年4月の「子ども・若者育成支援推進法」施行や、青少年を巡る状況、社会経済情勢の変化を受け、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に定める施策を踏まえ、平成28年に第2次「大分県青少年健全育成基本計画（大分県子ども・若者プラン2015）」を策定しました。

この度の改訂では、超スマート社会（Society5.0）時代が到来しつつあることや、従来の常識をはるかに超えた速度で劇的に変化している社会情勢の変化等を踏まえ、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」等の関連計画の改訂内容を反映して、将来の大分県における青少年健全育成の布石となるよう政策や施策を見直しています。

第2節 計画の目的

青少年を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、新たな視点に立って目標を定め、県民の理解と協力のもとに、青少年の健全育成施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

青少年期は、大人になるための準備期間であり、人格の基礎が形成される大切な時期であると同時に、青少年は次代の担い手としても位置づけられており、青少年の健全な育成は、未来の社会を築く上でも重要な課題です。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行する中で、高度情報化、経済のグローバル化、雇用状況の変化等が進み、家庭、地域、学校、職場など青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地域や家庭の教育力の低下や、いじめ、不登校等学校における生徒指導上の諸課題等についても依然として憂慮すべき状況にあるほか、スマートフォン等の急速な普及によるSNSをはじめとしたインターネット利用を介した有害情報の氾濫、犯罪への巻き込まれ、ニートやひきこもり等の困難を抱える青少年の増加、子どもの貧困等、青

少年に関する問題はますます多様化、深刻化しています。

このような中、国においては、平成22年4月に子ども・若者育成支援施策の総合的推進や社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を社会全体で見守り、育成することを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

また、平成26年1月には、貧困な状況にある子どもが健やかに育成される環境や、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月の改正では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を推進することが明確化されました。

県においては、平成27年10月に大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」を策定（令和2年6月改訂）し、「安心・活力・発展」を基本理念とする県政運営において、「発展」面での重要な取組として、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」を展開することとしています。

本計画は、青少年の健全な育成に関する条例及び県長期総合計画が目指す大分県の青少年健全育成に関する具体的な取組を定める計画として策定（令和3年3月改訂）したものです。

本計画を実現するために、県はもとより、家庭、地域、学校、さらには青少年自身がそれぞれの役割を着実に果たしながら連携を強化し、県民総参加で青少年の健全育成に取り組めます。

第3節 計画の基本理念

- (1) 青少年（子ども・若者）を育成の対象としてのみ捉えるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重します。
- (2) 青少年（子ども・若者）を中心に据え、専門家も交えた地域のネットワークの中で成長することを支援します。
- (3) 個別の対応が必要な青少年がその置かれている状況を克服することができるよう支援します。

第4節 計画の性格・役割

- (1) 「青少年の健全な育成に関する条例」第12条の規定に基づく青少年健全育成施策に係る総合的な基本計画として策定するものであり、大分県における青少年健全育成施策の基本的方向とその取組を明らかにするものです。
- (2) 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」の部門計画として位置づけられます。
- (3) 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に定める「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられます。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）を初年度として、令和7年度（2025年度）までの10年間とします。（令和2年度改訂）

第6節 対象とする青少年

「青少年の健全な育成に関する条例」では、「青少年」を18歳未満の者と定義していますが、青少年の自立の遅れが指摘されていることや国の「子ども・若者育成支援推進法」における子ども・若者育成支援施策の対象者等を勘案し、本計画の対象者は、乳幼児期からおおむね30歳未満までの者とします。

ただし、円滑な社会生活を営む上で困難を有する、ニートやひきこもり等の者に対する施策については、40歳未満までの者を対象とします。